

平成28年第11回新居浜市農業委員会農地部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成28年11月7日(月曜日) 14:30～14:55
(2) 会議の場所 市役所庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 15名

第1番	桑山尚久	第10番	篠原修
第2番	山本健十郎	第11番	加藤喜三男
第4番	寺尾俊行	第12番	小野春雄
第5番	神野賢二	第13番	岡部正明
第6番	矢野重明	第14番	岡田充
第7番	守谷博明	第15番	山下元
第8番	古川一豊	第16番	福田満寿夫
第9番	秦昭一		

- (3) 欠席委員 1名 第3番 村上勝利

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	戸張博司	事務局次長	横川俊彦
事務局次長	原道樹	係長	近藤常夫
主査	田中賢禪		

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 特定農地貸付け承認申請(変更)について
議案第2号 農地の所有権移転について
議案第3号 農地の転用について
議案第4号 農地の転用に伴う所有権移転等について
参考事項1 農地法第18条第6項の規定による合意解約について



6 議事

岡部部会長 皆さん、こんにちは。

ようやく安定した天候が続いております。予報では、2・3日中に気温が急に冷えるみたいです。12月は例年より寒くなる予報が出ておりますので、農作業を行う際には体調管理に充分気を付けていただけたらと思います。また、TPPの問題については、明日衆議院で可決承認される見通しです。日本だけが先行しているようですが、今後もこの問題については、その動向を注意深く関心を持って注目していただけたらと思います。

それでは、ただいまから平成28年 第11回新居浜市農業委員会 農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

なお、議案中、第1号および第2号は決議事項、第3号および第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が2件ございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において篠原修委員と加藤喜三男委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、1ページをご覧ください。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「特定農地貸付け承認申請について」を上程いたします。事務局から提案説明をいたさせます。

横川事務局次長 議案第1号、特定農地貸付け承認申請（変更）について、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第4項の規定に基づき承認（変更）申請書が提出されたので、当会の承認を求めます。内容次のとおり、平成28年11月7日提出、農地部会長、岡部 正明。

平成28年5月6日に承認した特定農地貸付け、45農園 畑53筆33,945.38平方メートルを、44農園 畑51筆32,716.38平方メートルに変更するものです。変更内容は取消しで、土地の表示が、(1-1)及び(1-2)、畑2筆、1,229平方メートルです。土地所有者は、(1-1)さん、外2人です。以上、御審議をお願いいたします。

岡部部会長 以上、第3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「特定農地貸付け承認申請(変更)について」を承認させていただきます。

岡部部会長 3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第22番及び第23番の2件でございます。

4ページをご覧ください。

第22番は萩生字岸ノ下、田、1筆、面積778平方メートル、譲受人は、(2-1)さんです。

譲受人は現在、8反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第23番は船木字高祖、畑、1筆、面積77平方メートル、譲受人は、(2-2)さんです。

譲受人は現在、3反ほどの農地を友人と耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、譲受人の保有地と隣接している申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第22番は1ページ目、第23番は2ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

岡部部会長 ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、22番につきましては、地元農業委員であります合田有良委員が本日欠席しておりますので事務局より、23番については、篠原浩司委員より報告いただきたいと思えます。

それでは、事務局よろしく申し上げます。

原事務局次長 合田委員から、譲受人につきましては、祖父母と一緒に耕作しており、保有地もきちんと管理していること、また、周辺地域との関係も問題ないことから、許可しても支障ないとの報告を受けております。

篠原浩司委員 申請地は、角野船木線の道路にかかった収用の残地部分であります。面積も77平方メートルということで、譲受人が購入して耕作する以外は難しいため今回の申請に至ったとのことであります。

岡部部会長 ありがとうございました。

以上、22番および23番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 続いて、議案第3号の審議に入りたいと思いますが、議案第3号は、矢野重明委員が関係しておりますので、審議には参加できませんのでご退席を求めます。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(14時39分 暫時休憩)

(14時40分 休憩再開)

岡部部会長 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

それでは、5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、2件です。

6ページをお開きください。

19番、船木 字檜之端、畑2筆、申請人は、(3-1)さん。内容は、レンタル物置192.64平方メートル、農地区分は、都市計画法第8条で定める第1種住居地域及

び上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に市立船木小学校及び浅井歯科が存在するため第3種農地であると判断されます。

20番、船木 字元船木、畑1筆、申請人は、(3-2)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟) 338.33平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となります。

19番及び20番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

岡部部会長 以上、19番および20番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 それでは、第3号議案の審議が終了しましたので、矢野委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(14時42分 暫時休憩)

(14時43分 休憩再開)

岡部部会長 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、22件です。

8ページをお開きください。

131番、楠崎一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-1)さん。内容は、自己住宅 116.73平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

132番、萩生 字岸ノ下、田1筆、譲受人は、(4-2)さん。

内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地 212.41平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

133番、山田町、畑2筆、譲受人は、(4-3)さん外1名。内容は、自己住宅 52.17平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

9ページをご覧ください。

134番、郷一丁目、畑2筆、譲受人は、(4-4)さん。内容は、自己住宅 80.32平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

135番、郷一丁目、畑2筆、譲受人は、(4-5)さん。内容は、自己住宅 73.03平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

136番、八幡一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-6)さん。内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地 314.05平方メートル および 公衆用道路 139.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

10ページをお開きください。

137番、萩生 字旦ノ上、田2筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

138番、船木 字高祖、畑1筆、譲受人は、(4-8)さん。内容は、倉庫及び露天作業場 89.43平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

139番、船木 字高祖、畑1筆、譲受人は、(4-9)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

140番、高田一丁目、田3筆、譲受人は、(4-10)さん。内容は、自己住宅 55.

48平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

141番、垣生一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-11)さん。内容は、自己住宅 69.56平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

142番、北内町二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-12)さん。内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地 274.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

143番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(4-13)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

144番、萩生 字治良丸、田1筆、譲受人は、(4-14)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

145番、萩生 字治良丸、田1筆、譲受人は、(4-15)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

146番、滝の宮町、田1筆、譲受人は、(4-16)さん。内容は、建売住宅(3戸) 156.51平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

147番、滝の宮町、田3筆、譲受人は、(4-17)さん。内容は、建売住宅(2戸) 112.62平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

148番、滝の宮町、田1筆、譲受人は、(4-18)さん。内容は、自己住宅 86.12平方メートル、一体利用地として、田(転用予定) 171平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

149番、大生院 字喜来、田1筆畑4筆、譲受人は、(4-19)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、申請地から概ね300m以内にJR中萩駅が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

150番、萩生 字治良丸、畑2筆、譲受人は、(4-20)さん。内容は、賃貸共同住宅用地、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

151番、新須賀町一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-21)さん。内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

152番、星原町、田1筆、譲受人は、(4-22)さん。内容は、露天駐車場、一体利用地として、宅地 330.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

また、131番から152番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

岡部部会長 以上、131番から152番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 16ページをお開きください。

参考事項1は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての報告

事項ですので、お目通しをお願いします。

17ページをご覧ください。参考事項2は、農地所有適格法人の事業報告についてでありますので、事務局より報告いたさせます。

横川事務局次長 農地所有適格法人の平成27年度事業報告についてご説明いたします。

まず、2番、(5-1)及び(5-2)から、農地所有適格法人報告書が提出されましたのでその内容を報告します。

農地所有適格法人の要件である法人要件については、両社とも法人形態は株式会社であり、かつ株式譲渡制限のある非公開会社であるため要件を満たしております。

次に事業要件については、平成27年度の決算報告書によりますと、両社とも農業関係の売上が過半を占めているため、この要件を満たしております。

次に事業要件については、(5-1)の株主は5名であり、5名とも農業常時従事者であるため、要件を満たしております。また(5-2)の株主は2名であり、2名とも農業常時従事者であるため、要件を満たしております。

最後に経営責任者要件については、(5-1)、(5-2)ともに役員の総数が常時、農業及び農作業に従事しているため、要件を満たしております。

以上により、(5-1)及び(5-2)が、農地所有適格法人として必要な四要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

岡部部会長 ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして平成28年 第11回 新居浜市農業委員会 農地部会を閉会いたします。

14時55分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員